

# 資格・実務・総合

## ADRの現状から

146 不動産会社が知つておぐべき  
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関の日本不動産仲裁機構の加盟団体であるNPO法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から外壁塗装に関するトラブル事例を紹介してもらう。

「人は見た目の印象で判断する」といいますが、それは「が、不動産部門のある千葉県賃貸マンションも同じです。Y社が相談を受ける内容は①工事に関するトラブル、②仕上がり後のトラブル、③入居者満足度や入居率にも影響する重要な物件メンテナンス事項となります。なお、外壁塗装には建物の保護という役割があり、およそ12年に1度、外壁塗装を含む大規模修繕を実施するのが望ましいとされています。

賃貸マンションの資産価値維持という側面でも重要な外壁塗装ですが、これの工事を施工すると共に、他者が実施されたり忘れ、「サビの発生」などがあります。また、②に關しては剥がれや色あせ」や「塗りムラ」や「中止して欲しい」と連絡がありました。B氏はもど

## 日本住宅性能検査協会

などがあります。

また、③に關しては「騒音への苦情」や「塗料の臭いに対する苦情」があり、④に關しては「追加費用の請求」や「違約金の請求」等があり、さらに管理会社に賃貸管理を依頼している場合は「オーナーの

が塗装工事業者を選定し、見積りも承認しているケースもあります。

### 大事なヒアリング

ここでA氏はB氏に話し合いの場を設けることを提案し、B氏もこれに同意しました。話し合いにおいてA氏が先に紹介したトラブルジャンルの複数が絡み合っているトラブルもあり、ここではY社が解決に導いたトラブル事例を紹介します。

Y社が相談を受ける内容は①工事に関するトラブル、②仕上がり後のトラブル、③入居者や近隣住民とのトラブル、④契約に関するトラブル――などに分類することがで

もとアレルギー体质であり、医師の診断ではシックハウス症候群の疑いがあるとのこ

と。しかし、塗装工事は半分ほど終了しており、この段階で中止する「どうのも考案しない」というものでした。かといって、B氏の体調にも気を配らなければなりません。

# 外壁塗装が原因のシックハウストラブル

なっています。もとアレルギー体质であり、医師の診断ではシックハウス症候群の疑いがあるとのことです。しかし、塗装工事は半分ほど終了しており、この段階で中止する「どうのも考案しない」というものでした。かといって、B氏の体調にも気を配らなければなりません。

● 法務大臣認証ADR機関 日本不動産仲裁機構 電話

※ 調停が体験できる「ロ

ルブレイ研修」を定期的に実

施しています。

03 (3524) 8013